

## 令和6年度西宮市低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」における、物価高の影響を受ける低所得世帯への支援を目的に実施する、令和6年度西宮市低所得世帯支援給付金支給事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 令和6年度西宮市低所得世帯支援給付金（以下「本給付金」という。）は、前条の目的を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

### (支給対象)

第3条 本給付金の支給対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。）を世帯主とする世帯であって、当該世帯に属する者全員が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていないもの（市町村の条例で定めるところにより令和6年度分の市町村民税均等割額を全額免除された者を含み、令和6年1月2日以降に海外から日本国内に入国した者を除く。）
  - 二 基準日において、前号に掲げる世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、同項各号の支給対象とする。

### (支給対象外)

第4条 前条第1項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは同号の支給対象としない。

- 一 市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
  - 二 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯
  - 三 本市以外の市町村において、前条第1項第1号に規定する世帯を支給対象とする給付金と同等の給付金を既に受給した世帯又は当該世帯主を含む世帯
- 2 前条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは同号の支給対象とし

ない。

- 一 前条第1項第1号に規定する世帯の世帯員が現に扶養していない児童
- 二 前条第1項第1号に規定する世帯の世帯主である児童

(支給額)

第5条 第3条の規定により支給する本給付金の金額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 第3条第1号の規定による支給対象 1世帯あたり 30千円
- 二 第3条第2号の規定による支給対象 児童1人あたり 20千円

(受給権者)

第6条 本給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(申請書に基づく支給)

第7条 本給付金の支給を受けようとする者は、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 申請書に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。
  - 一 郵送方式 受給権者が申請書を郵送により本市に提出し、本市が受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
  - 二 窓口方式 受給権者が申請書を本市の窓口に提出し、本市が受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
  - 三 現金書留送付方式 受給権者が本市に申請書を郵送により提出し、本市が現金書留により現金を送付する方式
  - 四 その他市長の認める方式
- 3 受給権者は、申請書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、受給権者本人による申請であることを証する。
- 4 受給権者は、第3条に定める支給要件を満たすことを証する書類等を申請書に添付し

提出しなければならない。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該受給権者に対し本給付金を支給する。

(代理による申請等)

第9条 受給権者に代わり、代理人として第7条の規定による申請書の提出及び本給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- 一 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- 二 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- 三 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 本市は、代理人が前項第1号及び第3号の者にあつては、申請書の委任欄への記載をもって、代理権を確認する。この場合において、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを併せて確認する。

3 本市は、代理人が第1項第2号の者にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提出を求めること等により、代理権を確認する。この場合において、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを併せて確認する。

(確認書に基づく支給)

第10条 本市は、第7条の規定に関わらず、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯の受給権者に対し、本給付金の支給の申込みを市長が別に定める確認書（以下「確認書」という。）により行う。

2 前項の受給権者のうち、令和5年度西宮市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく西宮市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金又は令和6年度西宮市低所得者支援給付金支給事務実施要綱に基づく西宮市低所得者支援給付金を本市から口座振込にて受給した者若しくは公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条の規定により預貯金口座の登録を受けた者は、確認書を受けた際、受給の拒否を申し出ることができない。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の申し出がないときは、速やかに支給を決定し、当該受給権者に対し本給付金を支給する。

4 第1項の受給権者のうち、第2項の規定に該当しない者は、確認書を受けた際、市長が別に定める届出書（以下「届出書」という。）により受給口座の登録を届け出ることができ

きる。

- 5 前項の届出書に基づく支給の方式は、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。
- 6 市長は、第4項の規定により届出を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該受給権者に対し本給付金を支給する。

(提出期限等)

- 第11条 第7条の規定による申請書及び第10条第4項の規定による届出書(以下「申請書等」という。)の受付開始日は、市長が別に定める日とする。
- 2 申請書等の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(本給付金の支給等に関する周知等)

- 第12条 市長は本事業の実施にあたり、支給要件、申請等の方法、申請等の受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請書等の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

- 第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第11条第2項の提出期限までに申請書等の提出が行われなかった場合は、受給権者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 申請書等に不備がある等により支給ができず、市が受給権者に連絡を行ったにもかかわらず応答がないまま市長が別に定める提出期限に至った場合は、受給権者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付金の返還)

- 第14条 市長は、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

- 第15条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

- 第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。

## 別記（第6条関係）

### 1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の低所得世帯支援給付金については、本市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定に基づく接近禁止命令等又は同法第10条の2の規定に基づく退去等命令が出されていること。

② 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書等も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令等が発令されている場合など、当該

取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満１８歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満２２歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。以下同じ。）及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、本市における申請・受給権者とする。

- （１）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 7 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （３）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31

日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における申請・受給権者とする。ただし、本市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合は、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1)「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2)「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

### 4 ホームレス等の取扱い

ホームレス等(居住が安定していない者又は事実上ネットカフェに寝泊まりしている者で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者をいう。)が、基準日の翌日以降、本市において住民基本台帳に記録されたときは、本市における申請・受給権者とする。

## 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、本市における申請・受給権者とする。